

本事業は、令和4年度予算の成立が前提となるものです

# 令和4年度

## 日進市市民自治活動推進事業補助金

### 募集要項

本制度では、市民主体の自治の実現を目指し、協働のまちづくりを推進する事業の提案を募集します。みなさまのご応募をお待ちしております。

#### 応募受付期間

令和4年1月31日（月）～2月21日（月）

日進市 生活安全部 市民協働課

電話 0561-73-3194 FAX 0561-72-4603

Mail [kyoudou@city.nisshin.lg.jp](mailto:kyoudou@city.nisshin.lg.jp)

# 令和4年度市民自治活動推進補助金 スケジュール

応募期間 令和4年1月31日（月）～2月21日（月）

補助金事業企画書の受付（市民協働課）

**説明会** 令和4年1月30日（日）

令和3年度事業の成果報告、令和4年度事業の説明  
（令和4年度事業の説明はホームページに掲載します）

**相談** 1月31日（月）～2月18日（金）

相談はにぎわい交流館にてお受けいたします  
**申請前に必ず一度にぎわい交流館へご相談ください**  
（相談する日時を事前にご予約ください）

**応募締切** 2月21日（月）

書類審査（スタート支援補助金及びステップ支援補助金）

**公開審査会** 3月12日（土）

公開ヒアリング審査（ステップ支援補助金のみ）

**結果通知** 3月下旬

審査結果の通知（市）  
事業内容の協議（市、団体）  
補助金交付申請（団体）  
補助金交付決定の通知（市）

事業の実施 **（令和5年2月28日（火）まで）**

**事業完了後の手続き**

事業実績報告書等の提出（団体）  
※事業完了後15日以内  
補助金交付確定の通知（市）  
補助金請求書の提出（団体）  
補助金の支払い（市）

**成果報告会** 令和5年2月頃

## 目次

1	目的	3
2	募集内容	3
	(1)対象団体	3
	(2)対象事業	3
	(3)市が支援できる事項	4
3	補助金の概要	4
4	交付予定事業数	5
5	申請方法	5
	(1)申請受付期間及び提出方法	5
	(2)申請に必要な書類	5
6	事前相談	6
7	審査	6
	(1)日程等	6
	(2)審査基準	6
8	審査結果	7
9	事業実績報告、補助金の交付	7
	(1)事業実績報告書	7
	(2)補助金の交付について	7
	(3)補助金の交付取り消し・返還	7
	(4)成果報告会	8
10	わいわいフェスティバルの場の活用	8
11	その他	8

## 1 目的

本市では、市民主体の自治の実現を目指すため、「日進市市民参加及び市民自治活動条例（以下「市民参加条例」という。）」に基づく市民参加ならびに市民自治活動<sup>1</sup>を実施するコミュニティ<sup>2</sup>への支援及び協働を推進しています。

本補助金は、コミュニティの自立と市民自治活動の活性化及び地域の課題解決を促し、市の執行機関<sup>3</sup>との協働によるまちづくりを推進することを目的に交付するものです。

## 2 募集内容

### (1) 対象団体

にぎわい交流館の登録団体（市民参加条例第23条に定める団体）

※団体登録の方法はにぎわい交流館にご相談ください。

### (2) 対象事業

対象団体が日進市内で行う事業で、次の①から③のいずれかに該当する事業

- ① 広く市民を対象として実施される事業
- ② 地域課題、行政課題、社会課題の解決につながる事業
- ③ 市民活動団体や市民のつながりを生む事業

※特に、市の主要施策の推進に関する事業やその課題解決（市として特に提案を依頼したい事業 P.9, 10, 11）に寄与する事業の提案を希望します。

次のいずれかに該当するものは対象となりません。

- ・ 国、地方公共団体、公共的団体又は民間団体から他制度による補助、助成又は委託を受けている事業または受けることとなる事業
- ・ 事業の主たる活動が市外で実施される事業
- ・ 宗教活動、政治活動又は営利活動を目的とした事業
- ・ その他市長が適当でないと認めた事業

※関係法規の遵守に関する事項

事業の申請、実施等においては、次の法規を遵守しなければならない。

日進市にぎわい交流館条例（平成17年日進市条例第21号）その他関連する条例等

<sup>1</sup> 市民自治活動：市民が、住みよいまちづくりをめざし、自主的に行う多様な公益的活動をいいます。（自治基本条例 第3条）

<sup>2</sup> コミュニティ：住民自治組織など、地域の課題解決を目的に地縁で結びついて活動を行う集団のほか、NPOなど福祉や環境などの分野（テーマ）で結びついて活動を行う集団の両方が含まれます。（自治基本条例 第3条）

<sup>3</sup> 市の執行機関：市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。（市民参加条例 第2条）

(3) 市が支援できる事項

- ①事業実施に必要な日進市の公共施設の先行予約（ただし、使用料は団体負担）
- ②公共施設へのチラシ及びポスターの設置依頼
- ③広報にっしん、市ホームページ及び市民向け配信メール（約9,500世帯登録）での参加者募集や事業の周知。7月～9月頃に実施する児童・親子向け事業については、事務局が事業を取りまとめて集約したチラシを作成し、7月上旬頃に小学校等で配布
- ④事業実施にふさわしい協働相手（大学、区・自治会、NPO、企業CSR等）の紹介・仲介
- ⑤その他、必要な事項については応相談

3 補助金の概要

補助金の種類	スタート支援補助金	ステップ支援補助金
補助金の目的	設立後5年以内かつ過去にステップ支援補助金の交付及び本市からの委託を受けていない市民活動団体が行う事業に対し交付する。	市民活動団体が行う事業に対し交付する。ただし、過去に本市からの委託を受けたことがある市民活動団体については、委託を受けた事業と同一の事業である場合は対象としない。
補助限度額	2万円	5万円（※1）
補助率	補助対象経費×100%	
補助対象経費	人件費	賃金、アルバイト代など
	謝礼	講演会の講師等へ依頼した際の謝礼
	旅費	講師等の交通費など
	需用費	事務用品、材料、資材、熱中症予防グッズ（飲み物含む）など消耗品の購入、燃料代、チラシ・ポスター等の印刷費
	役務費	通訳・翻訳・原稿料、通信運搬に係る経費、保険料など
	使用料及び賃借料	施設使用料、物品の賃借料、通行料金など
	その他	その他市長が必要と認める経費
交付回数	同一の市民活動団体につき2回まで	同一の市民活動団体の同一事業につき2回まで
その他	交付する補助金の額は千円単位とし、補助対象経費に補助率を乗じて得た額に千円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てることとする。	

（※1）ステップ支援補助金の補助限度額について、特に、市の施策推進への貢献度が高く、かつ、成果が市民・地域に広く還元される事業については、別途、3万円を限度に補助対象経費として審査します。

<補助対象経費に含まれない経費>

- ・ 事業の実施に直接関係のない経費  
例：事務所の家賃や光熱水費、会員の親睦会費、定期会報の発行費用 など
- ・ 本来、参加者個人が負担すべき経費  
例：終了後、個人の所有となる教材費、材料費、食事代 など
- ・ 食糧費（会議時のお茶代、外部の講師等に対するものは除く）

補助対象経費及び補助金額については、審査結果を踏まえて事業詳細の調整を行った上で決定します。

#### 4 交付予定事業数

審査結果の優れた事業から順に、スタート支援補助金 5 事業程度、ステップ支援補助金 7 事業程度とし、予算の範囲内で交付決定します（令和 4 年度の予算内で決定するため、申請額を下回る場合があります）。

なお、ステップ支援補助金の対象事業は、本市が推進する事業対象 13 分野（福祉、健康、食育、子育て・子ども、環境、防犯・防災、人権・男女共同参画、平和、文化・芸術、国際理解、スポーツ、技術・産業、まつり・観光）のバランスを考慮した上で決定します。

#### 5 申請方法

##### （1）申請受付期間及び提出方法

期間	令和 4 年 1 月 3 1 日（月）から 2 月 2 1 日（月）まで
時間	午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで（土・日曜日、祝日を除く）
場所	市民協働課（日進市役所本庁舎 2 階）
方法	直接持参、郵送（当日消印有効）
部数	1 部（片面印刷）、クリップ止め ※ホチキス止めはしないでください。

##### （2）申請に必要な書類

申請に必要な書類は、次表のとおりです。市ホームページやにぎわい交流館ホームページからダウンロードできます。

補助金の種類	スタート支援補助金	ステップ支援補助金
申請に必要な書類	①日進市市民自治活動推進補助金事業企画書 ②事業計画書 （スタート支援補助金）（様式-02） ③団体概要書及び収支予算書 （スタート支援補助金）（様式-05）	①日進市市民自治活動推進補助金事業企画書 ②事業計画書 （ステップ支援補助金）（様式-01） ※A 4 たて型、4 ページまで ③収支予算書 （ステップ支援補助金）（様式-03） ④団体概要書 （ステップ支援補助金）（様式-04）

＜留意事項＞

- ・新型コロナウイルス感染症対策を企画書に入れてください。
- ・イベントの際の参加人数や日数等、指標となるものを成果報告で報告していただきます。
- ・事業の周知については、市の広報・ホームページ等を活用することができますのでご相談ください。また、夏休み期間中に市内小中学生を対象とする事業については、市が一括して募集告知を行います。よって、チラシ作成費等を最小限に抑えるなど、補助金の有効活用をお願いします。
- ・救急（けが、急病、事故等）対策・安全対策が必要な場合は、記載してください。
- ・市のまつりや運動会の日（子どもを対象とする事業を行う場合）等、市の事業等と重ならないように事業計画を立ててください。イベント会場で事業を行う場合は、ご相談ください。

（参考）令和4年度 日進市の主要イベントの予定

岩崎城春まつり：4月3日（日）、わいわいフェスティバル：7月2日（土）、

夢まつり：9月18日（日）、市民まつり：11月20日（日）

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止もしくは日程や開催形態が変更となる場合があります。

## 6 事前相談

今回の提案募集に関して、にぎわい交流館のスタッフが相談に応じますので、ぜひご相談ください。（予約制・申請前に必ず一度ご相談ください）

期間	令和4年1月31日（月）から2月18日（金）まで
時間	午前8時30分から午後5時15分まで（土・日曜日、祝日を除く）
場所	にぎわい交流館
内容	事業計画書や収支予算書の記入方法等の相談

## 7 審査

### （1）日程等

内容	書類審査	公開ヒアリング審査
日時	令和4年3月上旬	令和4年3月12日（土）
対象	①スタート支援補助金 ②ステップ支援補助金	②ステップ支援補助金のみ
場所	日進市役所 会議室	日進市役所南庁舎 第5会議室

### （2）審査基準

#### ①スタート支援補助金

審査項目	内容
（ア）公共性	地域に貢献するものである。
（イ）実現可能性	実施体制、事業計画、資金計画、スケジュール等から事業遂行能力が認められる。
（ウ）継続性・発展性	事業実施後の活動の継続性・発展性が見込まれる。団体の活動強化・継続性が期待できる。

## ②ステップ支援補助金

審査項目	内容
(ア) 公共性	事業が地域・社会課題の解決や市の施策推進に寄与するものである。
(イ) 実現可能性	実施体制、事業計画、資金計画、スケジュール等から事業遂行能力が認められる。
(ウ) 継続性・発展性	事業実施後の活動の継続性・発展性が見込まれる。団体の活動強化・継続性が期待できる。
(エ) 独創性	事業内容に市民活動団体の特徴を活かした工夫がある。
(オ) 効率性・有効性	効果的な手法である。事業対象に対して適切なコストである。

※基本分である補助限度額5万円の審査の結果後、特に、市の施策推進への貢献度が高く、かつ成果が市民・地域に広く還元される事業（P.9, 10「市として特に依頼したい事業」を参照）については、補助限度額を超える補助対象経費を加算の対象となるかの審査を行います。なお、加算額は予算の範囲内で3万円を限度額とします。

※基本分を申請せず、加算分のみを申請された団体は、加算審査結果が否だった場合には自動的に不採択となります。

## 8 審査結果

令和4年3月下旬に全申請団体へ書面により通知します。

事業が採択された場合は、補助対象経費及び補助金額の調整を行った上で交付を決定します。

## 9 事業実績報告、補助金の交付

### (1) 事業実績報告書（※スタート支援・ステップ支援共通）

事業完了後15日以内に次の書類を市民協働課へ提出してください。

- ①補助対象事業実績報告書（日進市市民自治活動推進補助金交付要綱 第5号様式）
- ②収支決算書（様式-06）
- ③事業の記録（事業の開催を周知したチラシや活動の写真等）
- ④その他市長が必要と認める資料

**※完了届等の提出も含め、令和5年2月28日（火）までに全て完了させてください。**

※イベントの場合は、参加人数や日数等、指標となるものを実績報告書にご記入ください。

※領収書の写し等、提出する必要はありません。適正に保管してください。

### (2) 補助金の交付について

実績報告書等の内容を審査し、補助金交付確定通知書を送付します。その後、市民協働課に補助金請求書（指定様式）を提出していただきます。請求書の提出後、1月以内に補助金を交付します。

### (3) 補助金の交付取り消し・返還

次のいずれかに当てはまるときは、補助金の全部もしくは一部の交付を取り消し、又は既に交付した補助金の全部もしくは一部の返還をしていただくことがあります。

- ①虚偽の申請をしたとき
- ②補助金の運用又は補助対象事業の実施方法が不相当と認められるとき



#### (4) 成果報告会

事業の成果を広く市民の方に知っていただくとともに、今後の協働事業の参考となるよう、成果報告会（令和5年2月を予定）において事業の発表をお願いいたします。

### 10 わいわいフェスティバルの場の活用

令和4年7月2日（土）に開催予定の「わいわいフェスティバル」は、市内で活動する市民活動団体や学生団体等を対象としたイベントです。補助対象事業の周知や進捗報告を行うことで、他団体との連携や新規人材の獲得など、新たなつながりが生まれる可能性があります。積極的なご参加をお願いします。

なお、わいわいフェスティバルに出展するには別途説明会への参加が必要です。説明会の開催については、別紙チラシをご参照ください。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、中止または開催形態が変更となる場合があります。

### 11 その他

- ①提出書類の作成及び提出等に必要な費用は、申請団体の負担となります。
- ②提出された書類は、返却することができません。
- ③領収書等の管理保管等、事業実施にかかる会計事務については適切な取扱いをお願いします。
- ④提出された書類等については、個人情報その他非公開情報を除き公開されます。

### 市として特に依頼したい事業

(1) 区、自治会、子ども会、老人クラブ等地縁組織との協働事業

**※区、自治会等の地縁組織へは、市民協働課がつなぎます。**

(2) 市の主要施策の推進に関する事業（第6次日進市総合計画から）及びその課題解決に寄与する事業

- 1) 健やかに暮らす
- 2) 安全・安心を高める
- 3) 暮らしやすいまちを創る
- 4) 産業の魅力を高める
- 5) 学びと文化で未来を創る人材を育てる
- 6) 地域の自治力と行政経営力を高める

**※優先的にご提案いただきたい事業内容は、次のとおりです**

	事業名	目的	内容
1	地域でLGBTのA i l yを増やす事業 (市民協働課)	多様性がますます進む日本では、LGBTへの認知も広がっています。連日メディアでも話題として取り上げられていますが、真に理解が深まったとはまだ言いがたい状況です。LGBT層に該当する人の比率は8.9%という調査結果もあり※、生活の中での身近な存在です。本事業は、生活に密着した地域の中でLGBTへの理解を促進し、地域のなかに支援者=A i l yを増やすことを軸として、多様な性の理解促進を促し、また地域内で支えあい、誰もが住みやすいまちづくりを進めていくことが目的です。	専門としているNPO等との連携などにより、目的を達成するのにふさわしい内容や手法を検討したうえで、市民活動団体や民生委員など、地域に根ざした活動をしている市民に呼びかけ、地域でのLGBT理解を促進する講座や交流会の開催、啓発資材の配布等。
2	リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する新成人向け啓発物の作成 (市民協働課)	リプロダクティブ・ヘルス／ライツは「女性の性と生殖に関する健康と権利」の確立に関わる包括的な考え方です※。 本市では、啓発パンフレット『I♡NAVI』で新成人に対しリプロダクティブ・ヘルス／ライツの啓発を進めていましたが、発行より年月が経っており、より年代に見合った内容を含む必要があります。 そこで本事業では、社会的にもまた身体的にも成熟した時期を迎える新成人向けのパンフレットを作成したいと考えています。内容・表現等を工夫した、新成人により一層身近で親しみやすいパンフレットを用い、啓発を促進します。	10代後半～20代前半を対象に、リプロダクティブヘルス／ライツの正しい知識を気軽に読むことができるよう、表現を工夫したパンフレット(リーフレット)デザインの作成。
3	デートDVに関する啓発物の作成 (市民協働課)	デートDVについて、20歳以上の女性の約5人に1人が交際相手から被害を受けたことがあると調査結果※が示しています。また、男性の約9人に1人は被害を受けている、身近な問題です。本市では、人権・男女共同参画情報誌『は一もにっしん』等で啓発を進めていたところですが、10代後半～20代前半に	気軽に読むことができる表現を用いた、デートDVの防止啓発ができるパンフレット(リーフレット)デザインの作成。

		<p>向けての啓発パンフレットの作成には到っていません。そこで本事業では、内容・表現等を工夫することで、対象年齢により一層身近で親しみやすいパンフレットを作成することを目的とします。そして、作成されたパンフレットを使い、啓発の促進を目指します。</p>	
4	<p><b>無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）解消に向けた啓発物の作成</b> （市民協働課）</p>	<p>アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）を解消するには、まず「気づく」ことが第一歩です。日常生活に潜むアンコンシャス・バイアスを探し出し、見つけたアンコンシャス・バイアスを掲載したチラシを作成します。作成されたチラシを使い、啓発の促進を目指します。</p>	<p>身近な無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の調査。調査の結果を含め、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の「気づき」ができるチラシを作成。</p>
5	<p><b>男女共同参画情報コーナー整備事業</b> （市民協働課）</p>	<p>にぎわい交流館2階の『人権・男女共同参画情報コーナー』の利用促進。（利用者の増加・図書貸出利用者増加）</p>	<p>現在設置されている図書コーナーの整備を行う。（レイアウトの工夫やポップ作成など） 展示物を作成し、利用者に対する啓発を行う。 絵本の読み聞かせ会等を実施し、図書コーナーの知名度を向上させる。</p>
6	<p><b>食育の講座・イベント</b> （農政課）</p>	<p>第3次日進市食育推進計画を推進するため。</p>	<p>NPO、大学・学生のノウハウを活かした事業提案を期待します。</p>
7	<p><b>市民農園の整備・運営</b> （農政課）</p>	<p>名古屋市等を含めた都市住民向けの魅力的な市民農園を整備、運営し、本市の立地を活かした農地利用を図るため。</p>	<p>農政課において、市民農園の開設に係る費用の一部の補助制度がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助要件 調整区域の農地(500平方メートル以上)等</li> <li>・補助対象経費 整地、耕起、土壌改良など農園の開設に要する経費</li> <li>・補助額 100円/平方メートル×総面積 ただし、開設に要する経費の1/2以内(上限30万円)</li> </ul> <p>市民農園の運営に関する内容については、市民協働課の補助を活用する。</p>

8	にしんマルシェ（市内農産物、6次産業商品等の販売）の運営 （農政課）	市内農産物の生産、販売の活性化及び他の業種などとの交流を促進することによる農業の活性化、6次産業商品の生産、販売の活性化	農業者、その他NPO等さまざまな団体による出店があり、音楽や大道芸などの発表の機会もあり、出店者・出演者と市民が交流し、活気のある場を創る。また、本市の観光に寄与する。
9	特産品・6次産業商品の開発 （農政課）	特産品・6次産業商品を開発することで、本市の農業の活性化を図る。	特産品・6次産業商品を開発するため、農業者、NPO、大学、企業などが、それぞれのノウハウを活用して、魅力的な商品の開発、PRを行う。
10	池干し（ため池）イベントの運営 （農政課）	地域ごとに昔から農業用ため池があるが、その多くが農業用としての役割を終えており、地域の人あまり近寄らない、管理のされていないため池として存在している。 地域住民が池干しイベントを楽しみながら、地域の農業、ため池のことを学び、また、外来種の駆除など環境についても学ぶ機会とするため。	地縁型（財産区・区等）とテーマ型（環境）のNPOや大学・学生が連携し、池干しイベントを開催する。
11	生活困難を抱える若者やひきこもり等の支援に関する普及啓発 （地域福祉課）	コロナ禍の中で、更に社会問題化している「ひきこもり」や「社会的孤立」「生活困窮」状態にある方との関わり方、理解と支援のあり方を考えるきっかけ作りを行う。	ひきこもりや社会的孤立、生活困窮に関する講演会等の開催（1回）

本補助金は、すべての提案事業において大学、区・自治会といった地縁組織、市民活動団体、企業等の多様な主体の協働による事業実施を希望します。

問い合わせ先  
**日進市 生活安全部 市民協働課**  
 TEL 0561-73-3194 FAX 0561-72-4603  
 MAIL [kyoudou@city.nisshin.lg.jp](mailto:kyoudou@city.nisshin.lg.jp)